平成２２年（フ）第３３号
福島県郡山市開成六丁目38番地　マツシタカシヤ１号棟
債務者　南　　雅男
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
福島県田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後19番地
債務者　山田　　久
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
茨城県つくば市松代３丁目14番地２　ＯＮＩＣＯＮ304号
債務者　古口　光久
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４６号
茨城県稲敷郡美浦村大字舟子100番地23
債務者　町井　　靖
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５１号
茨城県つくば市明石329番地　木村住宅３号内
債務者　三浦　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６０号
茨城県かすみがうら市上稲吉247番地５
債務者　鈴木　テル
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２号
神戸市須磨区妙法寺字岡771番地の２前田文化Ｂ棟２Ｆ
債務者　最上川きぬ子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１２号
神戸市長田区海運町４丁目３番８号　ラ・ウェゾンＴＡＫＡＴＯＲＩ603号、従前の住所東京都葛飾区細田１丁目10番15号
債務者　本橋　博通
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２２号
神戸市兵庫区湊川町９丁目８番３号
債務者　三好　俊策
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
山口県熊毛郡平生町大字宇佐木370番地
債務者　保禮　達彦
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１５７号
熊本市西原２丁目11番36号
債務者　本田　武子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５号
沖縄県宮古島市上野字野原1190番地115
債務者　川満　直美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第３９号
福島市笹木野字立田16番地の13
債務者　小関　英子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第９３１号
北九州市小倉南区上吉田５丁目10番19号
債務者　石崎　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１２号
北九州市八幡西区堀川町12番25号
債務者　山下万貴子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２号
福岡県中間市中央１丁目４番１号
債務者　鉾之原安子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０号
北九州市小倉北区神岳２丁目１番20―205号
債務者　山本　　綾
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４６号
北九州市戸畑区新池３丁目７番22号
債務者　林藤　正憲
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部